

役員報酬等に関する規定

公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団

(目的)

第 1 条 この規定は、定款第 3 1 条但し書の規定に基づき本財団の常勤する理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 本財団に常勤する役員に支給する報酬は、給与として年額で定めるものとし、その額は役員一人当たり 6 0 0 万円を上限とし、理事については理事会において、監事については評議員会において決定するものとする。

2 役員給与月額、前項の規定による給与年額を 1 2 で除して得られる額とする。

3 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じて別に定める退職金等を支給することができる。

(給与支給方式及び支給日)

第 3 条 役員給与は、給与月額を毎月、給与支給日（職員給与規定第 4 条に規定する俸給支給日をいう。）に支給する。

(給与の支給方法)

第 4 条 役員給与は、その支給の都度、その額から法令の規定により控除すべき金額を控除した残金を、現金又は当該役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(月の途中で就任した場合等)

第 5 条 新たに役員になった者には、就任日から支給する。

2 役員が辞任又は任期満了により、その職を離れたときは、その日まで給与を支給する。ただし、定款第 2 9 条第 4 項の規定により、後任者が就任するまでの間その職務を行った場合は、当該後任者の就任した日の前日まで給与を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(日割計算)

第 6 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該月の給与は日割りによって計算する。

(費用)

第 7 条 常勤役員通勤手当は、職員給与規定第 1 6 条の規定を準用する。

2 役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを

請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うことができる。

(端数計算)

第 8 条 この規定による金額計算結果に単位未満の端数が生じたときは、単位未満を四捨五入するものとする。

(公 表)

第 9 条 本財団は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規定は、公益財団法人の移行の登記の日から実施する。

役員退職金・功労金規定

公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団

(目的)

第 1 条 この規定は、大崎企業スポーツ事業研究助成財団の常勤する理事及び監事(以下「役員」という。)の退職金及び功労金(以下「退職金等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給基準)

第 2 条 本財団に常勤する役員が退職したとき、退職金を支給する。ただし、役員が定款第 30 条第 1 項第 1 号の規定により、解任されたときは、退職金は支給しない。

2 役員が任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命されたときは、退職金の支給については、引き続き在籍した日までとする。

(退職金の額)

第 3 条 役員に対する退職金の額は、退職時におけるその者の給与月額に在任年数を乗じた金額を上限として理事会の承認を得て決定するものとする。

(在籍期間の計算)

第 4 条 在任年数の計算については、任命の日から起算し暦に従って計算する。

2 前項の規定により計算した在任期間に 1 年に満たない端数が生じたときは、6 ヶ月以上の端数は 1 年とし、6 ヶ月に満たない端数は、これを切り捨てる。

(功労金)

第 5 条 在籍中特に顕著な功績をあげた役員に対しては、理事会の議決を得て、第 3 条の規定に基づき支給する退職金のほかに、その 30%を超えない範囲内で功労金を支給することができる。

(退職金等の支給対象)

第 6 条 退職金等は、退職した当該役員(その者が死亡により退職したときは、その者の遺族)に対して支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 42 条までの規定の例による。

(遺族の受給資格証明)

第 7 条 遺族の退職金の支給を受けるときは、住民票謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職金等の支払)

第 8 条 退職金等は所得税その他法令により控除し、その残高を、本人又は遺族の指定する銀行口座に振り込む方法により、特別の事由のある場合を除き、支給事

由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第9条 退職金等の計算の結果、100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本財団は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条台1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

- 附 則
1. この規定は、公益財団法人の移行の登記の日から実施する。
 2. 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団移行登記以前の在任期間中の役員の退職金等については、財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団の役員退職金・功労金規定（平成8年4月1日施行分）を適用する。